

朝来市新型インフルエンザ等 対策行動計画



朝 来 市

令和8年3月 改定

目 次

(はじめに)	1
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	2
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	2
第1節 感染症危機を取り巻く状況	2
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	3
第2章 朝来市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
第2章 対策の基本的な考え方	6
第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	8
第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	10
第5章 対策推進のための役割分担	13
第6章 新型インフルエンザ等の対策項目	17
第7章 朝来市新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等	18
第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	19
第1章 実施体制	19
第1節 準備期	19
第2節 初動期	21
第3節 対応期	27
第2章 情報収集・分析	28
第3章 サーベイランス	29
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	30
第1節 準備期	30
第2節 初動期	32
第3節 対応期	33
第5章 水際対策	36
第6章 まん延防止	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期	38
第3節 対応期	39
第7章 ワクチン	41
第1節 準備期	41
第2節 初動期	43
第3節 対応期	44
第8章 医療	46

第9章 治療薬・治療法	47
第10章 検査	48
第11章 保健	49
第12章 物資	51
第1節 準備期	51
第2節 初動期	52
第3節 対応期	53
第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	54
第1節 準備期	54
第2節 初動期	56
第3節 対応期	57
用語解説	

(はじめに)

【市行動計画策定の経緯】

本市では、平成21年4月にメキシコで発生し、その後世界的に大流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)に対し、その特性が不明な時点での感染拡大防止への対応として、「朝来市新型インフルエンザ対策計画」及び同11月に「朝来市新型インフルエンザ対策計画(A/H1N1等対応版)」を策定しました。

平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済への影響を最小限に抑えることを目的とした法律です。本法は、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めており、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備するものです。特措法に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)が策定され、政府行動計画を踏まえ、兵庫県が策定した「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)と連携した対策を講じるため、同法第8条に基づき「朝来市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を平成27年3月に策定しました。

【改定の背景】

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)は、令和2年1月に国内で最初に感染者が確認されて以降、複数の感染の波が発生し、ウイルスの変異に伴い感染の波の規模は拡大しました。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国を挙げた取り組みが進められ、同感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年以上にわたり、特措法に基づく対応がとられました。この間、国民の生命と健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動に甚大な影響が生じました。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響を及ぼし、国民の生命と健康、さらには経済や社会生活を含む国民生活の安定にとっても大きな脅威であることが改めて浮き彫りとなりました。また、感染症によって引き起こされる大流行(パンデミック)に対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることも明らかになりました。

そのため、国において特措法や感染症法について所要の改正が行われたのに伴い、新型インフルエンザをはじめとする幅広い呼吸器感染症等による危機に対応可能な社会の構築を目指し、令和6年7月に政府行動計画が、令和7年3月には県行動計画が抜本的に改定されました。この政府行動計画及び県行動計画の改定に加え、本市の新型コロナ対応の検証を踏まえ、市行動計画を改定いたします。

【今後の取り組み】

感染症危機は新型コロナで終息するものではなく、今後も新たな感染症危機が到来することが予想されます。本行動計画に基づき、着実な取り組みを進めるとともに、必要に応じて計画の見直しを不断に行うことで、将来の感染症危機に対応できる体制を維持・強化してまいります。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展に伴い、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、さらには未知のウイルス等の宿主となる動物との接触機会の拡大が進み、未知の感染症との接点が増大している。また、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大したことで、こうした未知の感染症が発生した場合、瞬く間に世界中に拡散するおそれが増大している。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が生じ、さらには令和2年以降、新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症等は国際的な脅威であり続けている。我々は、世界が引き続き新興感染症等の発生の脅威に直面し、感染症危機が広がりやすい状況にあることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが極めて重要である。

さらに、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方にに基づき、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取り組みが求められる。ワンヘルス・アプローチの推進は、人獣共通感染症への対応において極めて重要な観点となる。

このほか、既知の感染症であっても、特定の抗微生物薬が効きにくくなる、あるいは効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進をはじめとする日頃からの着実な取り組みにより、将来的な感染拡大のリスクを軽減していく観点もまた重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することで、およそ10年から40年の周期で発生するとされている。ほとんどの人がこの新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異などにより、ほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現した場合、パンデミックを引き起こすことが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その高い感染性から、社会的影響の大きいものが発生する可能性もある。

これらの感染症が発生した場合、国家の危機管理として対応される必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症、および新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にとどめることを目的に制定された。本法は、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めており、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、もって新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫をほとんど獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、病状の程度が重篤となるおそれがある。また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれもあるため、以下のものが具体的に定められている。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

第2章 朝来市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

令和2年1月に国内で最初に感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異に伴い、その感染の波の規模は拡大していった。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国を挙げた取組が進められ、令和5年5月に同感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年以上にわたり、特措法に基づいた対応が行われた。この間、国民生活及び社会経済活動は甚大な影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は社会のあらゆる場面に影響を及ぼし、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする国民生活の安定にも大きな脅威となることが改めて明らかとなった。そして、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることも明確になった。さらに、感染症危機は新型コロナで終わりではなく、次なる感染症危機は将来到来することも予想されている。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等に限定せず、幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指すものである。

政府行動計画では、新型コロナへの対応の経験及びその課題を踏まえ、以下の3つを目標としている。

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

これらの目標達成のため、政府行動計画は様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示しており、具体的には、対応を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取り組みを充実させている。また、対策項目はこれまでの6項目から13項目に拡充された。

兵庫県においても、政府行動計画が改定されたことを受け、県における新型コロナ対応の検証を踏まえ、県行動計画が改定された。

本市では、特措法制定以前の平成21年から新型インフルエンザ対策計画を策定し、また、平成27年には特措法に基づく行動計画を策定し、対策を講じてきた歴史がある。

今般、政府行動計画及び県行動計画が改定されたことを受け、検証報告を踏まえ、本市も市行動計画を改定する。

今後、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえ、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしている。これを受け、市においても、国や県の動向等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。加えて、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康並びに市民生活及び市民の社会経済活動にも大きな影響を与えるおそれがある。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合は、医療提供体制の許容範囲を超えてしまう。この点を踏まえ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じることとする。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑制し、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をできるだけ少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。そのうえで、県が行う感染症法に基づく医療措置協定等による医療提供体制の強化策に協力しながら、患者数等が医療提供体制の許容範囲を超えないようにすることにより、治療が必要な患者に適切な医療を提供する。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

- (2) 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・ 市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。
 - ・ 市内各地域や県、近隣地域と連携した感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 本市及び事業者の事業継続計画の作成や実施を通じ、医療提供の業務、市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

本計画においては、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、図表1の県の対応を踏まえ、一連の流れをもった戦略を確立することとし、次に掲げる基本的な考え方に基づき、新型インフルエンザ等への対策を実施する。

- 1 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行う。
- 2 医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討する。
- 3 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行う。
- 4 新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、行政機関による対策だけでは限界があることから、事業者や市民一人ひとりの行動変容（感染予防や感染拡大防止のための適切な行動、備蓄等の準備）を促す。
- 5 日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策を基本とし、特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策を徹底する。

表1 時期に応じた戦略（対応期は、基本的対処方針に基づいて対応）

時期		戦略
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国・県との連携、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発への協力と供給体制の整備、市民等に対する啓発や市及び事業者による業務継続計画等の策定・見直し、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。 海外で発生している段階で、県内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
	県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、市町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や県民生活及び県民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。 また、地域の実情等に応じて、県が国及び市町と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

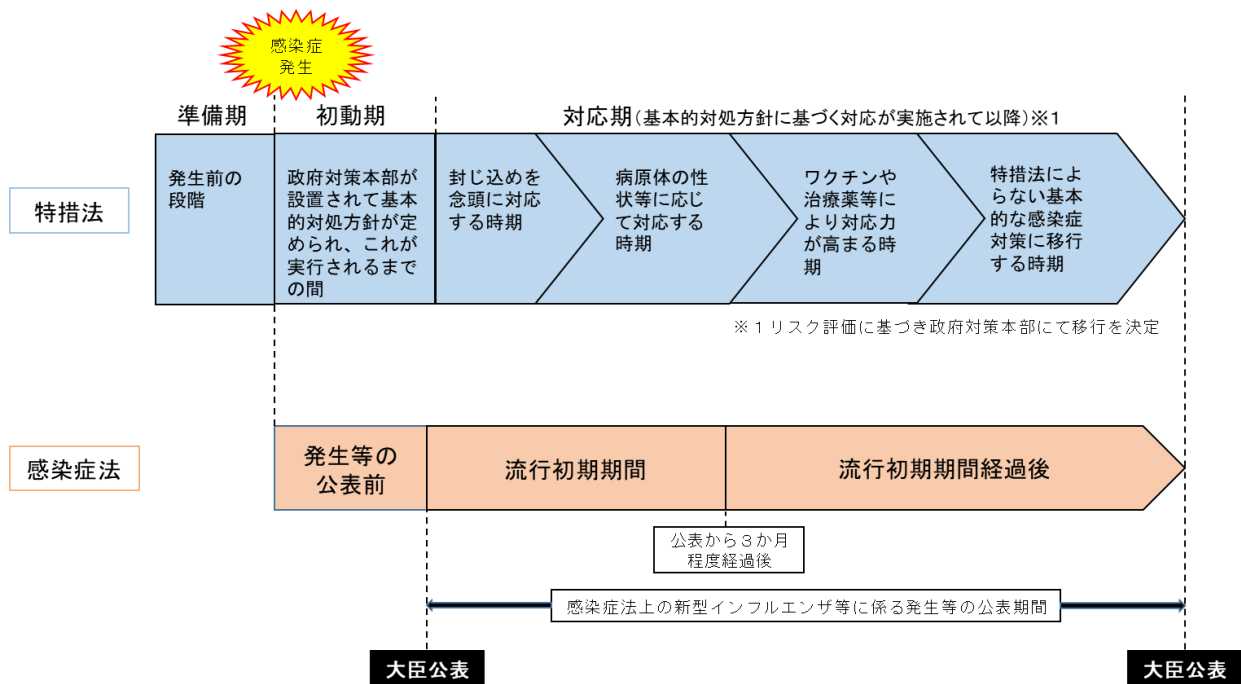
(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 国及び県から提供される科学的知見を踏まえ、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化、及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする（図表1・2）。

図表1 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方



図表2 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期		戦略
初動期（A）		市は、感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、国及び県から提供される科学的知見や情報を踏まえつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対 応 期	封じ込めを念頭に対応する時期（B）	市は、政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、国及び県の方針に基づき、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期（C1）	市は、感染の封じ込めが困難な場合は、国及び県により集積された科学的知見やリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制すべく、地域の実情に応じた感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C2）	市は、ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、国及び県の示す科学的知見や方針に基づき、地域の実情に応じた対策に柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）	市は、最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、国及び県の判断に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する段階に合わせ、市民生活や地域医療体制に即した施策を実施する。

第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時及びその準備段階において、特措法その他の法令、行動計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す必要がある。その際、次の点に留意するものとする。

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制整備が重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取り組みを通じ、平時の備えの充実を図り、訓練により迅速な初動体制の確立を図るとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を図る。

（ア）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来的に必ず発生すると想定される新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有し、その実施のために必要な準備を進める。

（イ）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内及び近隣市町で発生した場合等も含む様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、県と連携し、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応を開始できるよう体制整備を進める。

（ウ）関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機が必ず発生するという認識を広く感染症対策に携わる関係者及び市民等と共有し、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的な点検及び改善を図る。具体的には、マニュアルやBCP（事業継続計画）の点検・見直しのほか、訓練・研修、関係部署による協議を、各部署において定期的実施し、市職員の危機意識の醸成と感染対策の知識・技術向上を図る。

（エ）リスクコミュニケーション等の備え

有事の際に必要な応じた速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取り組みを進める。

（オ）DXの推進や人材育成等

新型インフルエンザ等の感染症危機管理対応能力の向上を目指し、国及び県の動向を踏まえ、業務負担の軽減、関係者の連携強化等に係るDXを推進するとともに、平時から、中長期的な視野に立ち、感染症危機管理に係る人材育成を継続的に実施する。

（2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

対策に当たっては、バランスのとれた対策と適時適切な情報提供・情報共有により市民生活及び市民の社会経済活動への影響軽減を図るとともに、身体的、精神的、社会的に健康である状態の維持を確保することが重要である。

このため、以下の（ア）から（オ）までの取り組みを通じ、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に実施し、市民の生命及び健康の保護、並びに市民生活及び市民の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう対策を講じる。

（ア）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え

対策の切り替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等を含めたリスク評価を考慮する。

（イ）医療提供体制と市民生活及び市民の社会経済活動への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の速度やピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、県との連携のもと、市として適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける市民及び事業者を含め、市民生活及び市民の社会経済活動等に与える影響にも十分留意する。

（ウ）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済活動等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

（エ）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切り替えタイミングの目安等を示す。

（オ）市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解及び協力が最も重要である。このため、平時から感染症及び感染対策の基本的な知識を、様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供及び情報共有を実施する。こうした取り組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供及び情報共有により、適切な判断及び行動を促す。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を市民及び事業者に求める場合には、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

（3）基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民等の自由及び権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するために必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、県の方針を踏まえつつ、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

加えて、感染者やその家族、医療関係者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人々等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等に関する偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならない。こうした偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。さらに、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気維持の観点等からも、防止すべき課題であり、差別的取扱い等を受けることのないよう市民啓発を実施する。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、性差による不利益が生じないように配慮するとともに、外国人、子ども、高齢者等、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意するものとする。感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備え、様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度、ワクチンや治療薬等の対策の有効性等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるものではないことに留意するものとする。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

朝来市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、県対策本部と緊密な連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、対策実施上必要があるときは、県対策本部長に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう依頼し、対策の円滑かつ迅速な推進を図る。

(6) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で風水害、地震等の自然災害が発生した場合には、国及び県と連携しながら、状況を適切に把握し、必要に応じて、対策本部事務局等の人員体制の拡充、避難所における感染症対策の強化、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに実施する。

(7) 記録の作成及び保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成及び保存し、公表する。

第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策を推進する。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取り組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りながら、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく必要がある。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を推進する。また、国民、事業者等からの理解や協力を得て対策を推進するため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供及び共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、基本的対処方針に基づき、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関と平時に検査措置協定を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を進める。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行することが可能となる。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される

兵庫県感染症対策連携協議会（以下「県連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。これらにより、平時から関係者が連携して、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取り組みを実施する。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町、関係機関と緊密な連携を図る。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と協力し、感染症対策カンファレンス等を活用し、院内感染対策等の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び平時からの地域の関係機関との連携を推進することが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、県との医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（４）事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を講じることが求められる。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底することが求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄に努める等、対策を講じる必要がある。また、発生時には県や市から示される方針に沿って事業活動を調整することが重要である。

（５）市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する正しい知識を取得するとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄に努める。新型インフルエンザ等の発生時には、デマや噂に惑わされることなく、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を国及び県、市が提供する公的情報源から得るものとし、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

（６）市における役割分担

【市の体制】

市は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、関係部局等が連携して新型

インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討し、発生時に即応できる
よう事前の準備を整える。

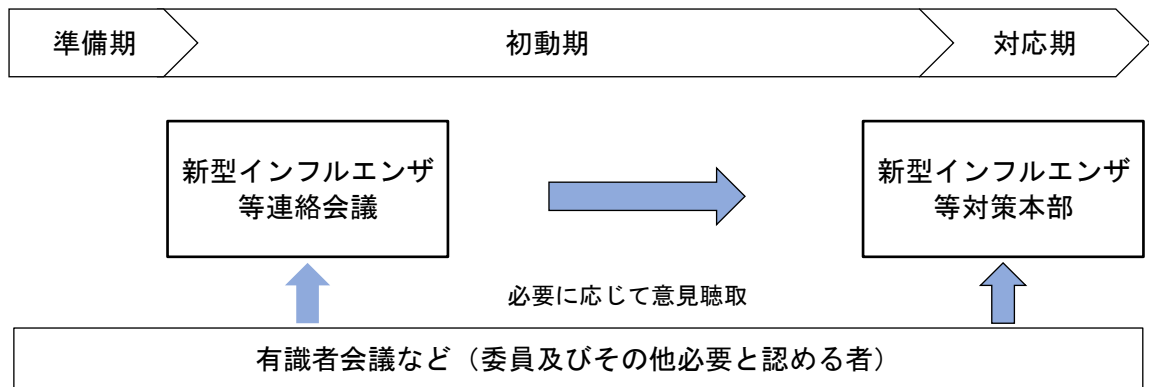
平時から、危機管理部及び健康福祉部の情報共有の場を設けるとともに、関係会議の
枠組みを通じて、事前準備や関係機関相互の連携を確保しながら、一体的な取り組みを
推進する。

国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いが把握された場合には、その段階に応
じて対策本部等を設置し、国・県等関係機関や事業者と連携して、必要な対策を実施
する。

国内で新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部及び県対策本部が設
置された場合、直ちに市長を本部長とする市対策本部を設置し、政府対策本部が定める
基本的対処方針や県が定める対処方針に基づき、対応方針を決定するものとする。

必要に応じて、感染症や法律の専門家に会議への出席を求め、意見を聴取し、適切
に対応を図るものとする。

図表3 市の実施体制



①朝来市新型インフルエンザ等対策連絡会議

(ア) 本部長・会長等

- ・ 会長：危機管理部長
- ・ 副会長：健康福祉部長

(イ) 設置基準

海外で新型インフルエンザ等の疑いがある感染症が発生した場合、又は対策本部
が解散し、防疫、啓発等のため、健康危機管理上体制を整備すべき必要性が生じた
場合において、危機管理部長と健康福祉部長が協議し市長が必要と認めたとき

(ウ) 主な業務

- ・ 新型インフルエンザ等に係る市民啓発
- ・ 新型インフルエンザ等予防対策
- ・ 新型インフルエンザ等に関するガイドライン、マニュアル等の再検討、調整等

(エ) 構成員

関係部課長等

②朝来市新型インフルエンザ等対策本部

(ア) 本部長・会長等

- ・ 本部長：市長
- ・ 副本部長：副市長

(イ) 設置基準

国内で新型インフルエンザ等が発生し、特措法第32条に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされ法第34条に基づくとき、または、兵庫県において新型インフルエンザ等対策本部が設置されたとき、若しくは市長が必要と認めたとき

(ウ) 主な業務

- ・ 新型インフルエンザ等に係る市民啓発
- ・ 保健、医療対策
- ・ 予防、まん延防止対策
- ・ 社会機能維持対策等

(エ) 構成員

関係部課長等

第6章 新型インフルエンザ等の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定める。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを明確にし、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の13項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

これら13の主な対策項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれが関連し合っており、一連の対策として実施される必要がある。したがって、それぞれの対策項目の目的を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

- (1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進
市行動計画等の実効性を確保し、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取り組みについて、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えに当たっての対応時のみならず、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集及びその分析ができる体制が重要である。

- (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取り組みを継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取り組みを通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

- (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて継続的な点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に行われるよう、働きかけを行う。

- (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取り組みの改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じるとしている。

市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じて行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合、必要に応じて、市行動計画について所要の見直しを行うものとする。

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合においては、事態を的確に把握し、国・県・関係機関等と連携して取り組みを推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築、及び拡張可能な組織体制の編成並びに確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図り、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 対応

1-1. 行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、市行動計画を作成し、必要に応じて変更する。また、市行動計画に基づき、各種マニュアルを作成し、必要に応じて変更する。

市は、行動計画を作成又は変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者等の有識者の意見を聴く。

1-2. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容も踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-3. 体制整備・強化

① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保、並びに有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する。あわせて、感染症危機に対応するに当たり、市の各部局においては業務の縮小・優先順位付けを行い、必要に応じて外部委託の活用を図る等、柔軟かつ持続可能な業務体制を整備する。なお、市の業務継続計画の作成・変更に当たっては、県等の業務継続計画との整合性にも配慮する。

② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに市対策本部等を立ち上げることができるよう体制を整備する。

③ 市は、新型インフルエンザ等発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うほか、危機管理部と健康福祉部との平時からの情報交換を行い、連携強化や役割分担に関する調整を行う。

④ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。国や県等の研修等を積極的に活用しつつ、人材の確保や育成に努める。

1-4. 関係機関との連携の強化

① 市は、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の医療関連団体、福祉関連団体、業界団体等の関係機関と情報交換等をはじめとする連携体制を構築する。

- ③ 市は、特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを把握し、国及び県等から情報提供を受けた場合は、状況に応じて、市新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催する。

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合は、状況に応じて、市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
- ② 市は、県と連絡調整及び情報共有を行うとともに、国の基本的対処方針及び県の対処方針に基づき、市の状況に応じた対応方針を決定し、公表する。また、決定した対応方針に基づき、適切な対策を決定する。
- ③ 市は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁横断的な対応を進める。

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

図表4 対策本部等の設置基準

発生地域 段階	疑い	発生
	海外で新型インフルエンザ等の疑いがある感染症が発生した場合、又は対策本部が解散し、防疫、啓発等のため、健康危機管理上体制を整備すべき必要性が生じたとき	国内で新型インフルエンザ等が発生し、特措法第32条に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされ法第34条に基づくととき、または、兵庫県において新型インフルエンザ等対策本部が設置されたとき
海外	対策連絡会議	対策本部
国内		
県内		
市内		

図表5 対策本部等の組織構成

	新型インフルエンザ等連絡会議	新型インフルエンザ等対策本部
本部長等	会 長：危機管理部長 副会長：健康福祉部長	本 部 長：市長 副本部長：副市長
本部員等	委員： 企画総務部長、健康福祉部次長、健幸づくり推進課長、秘書広報課長、防災安全課長	本部員： 教育長、危機管理部長、企画総務部長、まちづくり協働部長、市民生活部長、健康福祉部長、こどもみらい部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、教育部長、生野支所長、山東支所長、朝来支所長、健幸づくり推進課長
その他	その他、会長が必要と認める者	その他、本部長が必要と認める者

図表6 班構成と各班の所掌事務

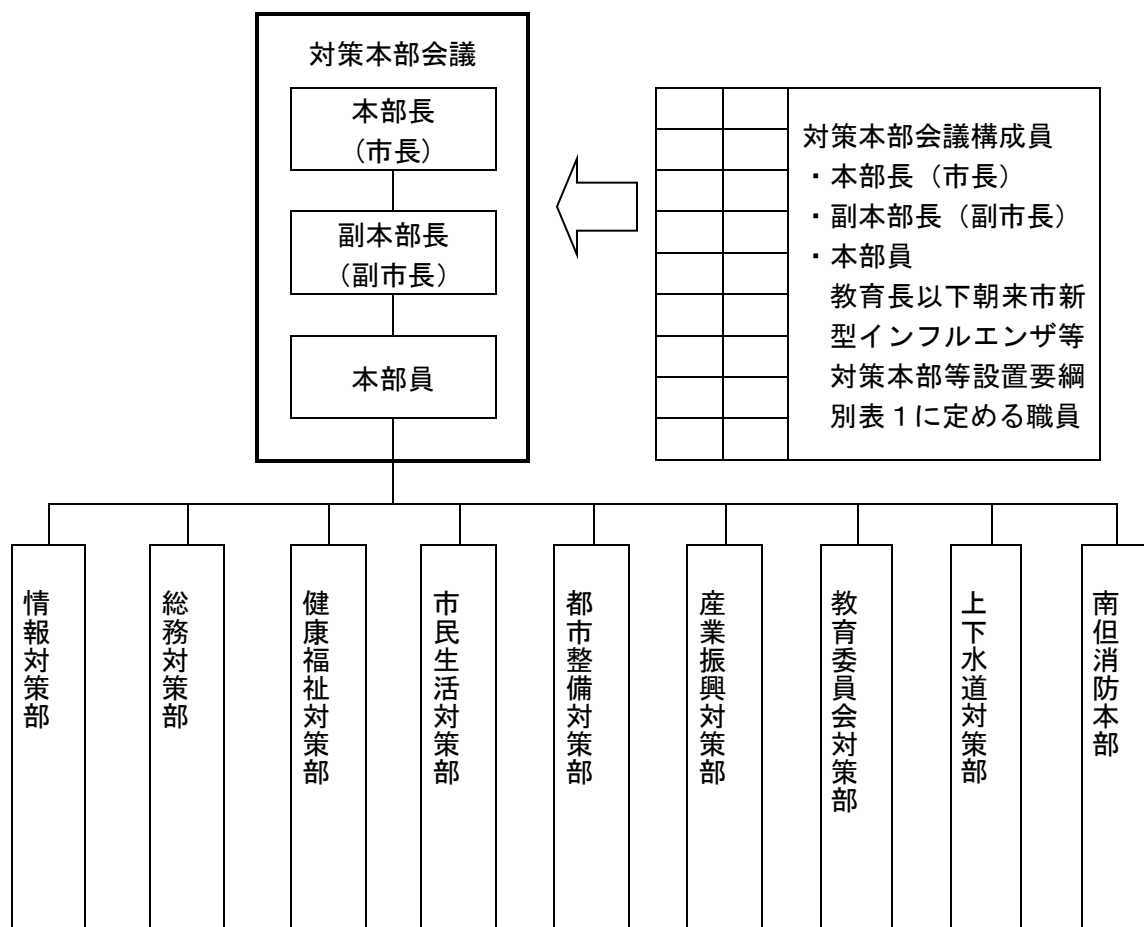
<p>各対策部に共通する所掌事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各課における業務継続に関すること。 2 所管する業務に関連する事項の情報収集及び取りまとめに関すること。 3 各対策部相互及び対策部内の連絡調整に関すること。 4 所管施設の使用制限に関すること。 5 来庁者の感染対策に関すること。 6 各課における職員の感染防止対策に関すること。 7 各対策部の職員の動員及び配置等に関すること。 8 所管施設における感染対策に関すること。 9 各対策部の備蓄資器材等に関すること。 <p>※新型インフルエンザ等対策本部が設置されない場合でも、必要に応じて各対策部は以下の事務を行うこと。</p>

	本部長又は 対策部長	副本部長又は 対策部副部長	構成する部課	主な所掌事務
対策本部	市長	副市長	危機管理部長 対策本部構成員 事務局： 防災安全課	各対策部の統括
情報対策部	企画総務部長	議会事務局長	危機管理部 企画総務部 (秘書広報課 ・総合政策課) 市民生活部 (CATVセンター) 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の運営に関すること。 ・対策本部の設置及び廃止に関すること。 ・本部長命令の伝達に関すること。 ・計画全体の進行管理に関すること。 ・国、県等との連絡調整に関すること。 ・市議会との連絡調整に関すること。 ・隣接市町との連携に関すること。 ・市長等の安全確保に関すること。 ・情報収集、分析、周知に関すること。 ・市民に対する広報及び広聴に関すること。 ・報道機関への報道要請及び情報提供にすること。 ・新型インフルエンザ等対策の記録に関すること。 ・自治会等地域団体との連携に関すること。

	本部長又は 対策部長	副本部長又は 対策部副部長	構成する部課	主な所掌事務
総務 対策部	企画総務次長	監査委員事務局 長	企画総務部 (総務課・財務課) 行政委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員及び各班の配置調整に関すること。 ・ 職員の健康管理及び感染防止対策に関すること。 ・ 予算の措置、確保に関すること。 ・ 資機材、燃料等の調達に関すること。 ・ 物資の輸送に関すること。 ・ 本庁舎内の衛生管理に関すること。 ・ 配備職員の食糧の調達に関すること。
健康 福祉 対策部	健康福祉部長	こどもみらい部 長	健康福祉部 こどもみらい部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制の確保に関すること。 ・ 感染症情報の収集、整理に関すること。 ・ 健康相談窓口に関すること。 ・ 医療物資の確保に関すること。 ・ 医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関すること。 ・ 感染症の予防に関すること。 ・ 予防接種に関すること。 ・ 要援護者対策に関すること。 ・ 福祉施設等の感染対策の支援に関すること。 ・ 医療機関等への配布用物資の調達に関すること。 ・ こども園の臨時休業、衛生管理等に関すること。
市民 生活 対策部	市民生活部長	まちづくり 協働部長	市民生活部 まちづくり協働部 生野支所 山東支所 朝来支所 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会等地域団体との連携に関すること。 ・ 外国人対応の企画調整に関すること。 ・ 関係施設における感染防止に関すること。 ・ 窓口、支所等での情報提供に関すること。 ・ 住民からの問い合わせ、相談、要望等に対する応対に関すること。 ・ 埋火葬の手続きに関すること。 ・ 食料品、生活必需品等の提供体制の確保に関すること。 ・ 清掃、消毒、防疫に関すること。 ・ 廃棄物の処理に関すること。 ・ 埋火葬に関すること。

	本部長又は 対策部長	副本部長又は 対策部副部長	構成する部課	主な所掌事務
都市整備対策部	都市整備部長	都市整備部次長	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急収容施設の確保、調整に関する こと。 ・ 遺体の一時的仮安置に関する こと。
上下水道対策部	上下水道部長	上下水道課長	上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン（水道事業）の確保に 関すること。
産業振興対策部	産業振興部長	産業振興部次長	産業振興部 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家きん類等の飼養施設の衛生管理に 関すること。 ・ 朝来市食肉センターの衛生管理に 関すること。 ・ 風評被害に関する こと。 ・ 企業、事業者との連携及び企業事業 継続支援に関する こと。 ・ 観光客(外国人も含む)対応に関 する こと。
教育委員会対策部	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等、職員の健康管理と報告 に関する こと。 ・ 学校の臨時休校、部活動行事等に 関 する こと。 ・ 給食の安全確保に関する こと。 ・ 学校の衛生管理に関する こと。 ・ 市立以外の教育機関との連絡及び調 整に関する こと。 ・ 関連施設における感染防止に関 する こと。
南但消防本部	朝来消防署長	朝来消防副署長	朝来消防署 救急係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南但消防本部新型インフルエンザ等 対策業務継続計画による。

図表7 対策本部等の組織構成



第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民の社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 対応

3-1. 対策の実施体制

- ① 市は、市内の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、各関係部局の収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。対策については、現場からの意見を踏まえ、市対策本部にて方針を協議し、決定する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。

3-2. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認める場合は、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請することができる。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認める場合は、県又は他の市町に対して応援を求める。

3-4. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて対策に要する経費に必要な予算の確保を行う。

3-5. 緊急事態措置への対応

- ① 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町村対策本部を設置する。
- ② 市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-6. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止された場合は、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第2章 情報収集・分析

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となるため、市は、県の対応に協力する。

【県の情報収集・分析の対象】

県内外の感染症の発生状況や対応状況、サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、県民生活及び県民経済に関する情報、社会的影響を含む感染症流行のリスクに関する情報など

【県の主な対応】

（1）準備期

定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行うなど、有事に向けた準備を行う。

（2）初動期

新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を行う。

（3）対応期

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行う。

まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等についての情報収集・分析を強化する。

第3章 サーベイランス

有事において、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。発生初期の段階から各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する必要があることから、市は、県の対応に協力する。

【県の主な対応】

（１）準備期

平時からサーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備する。

（２）初動期

サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

（３）対応期

各地域の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、県民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切なサーベイランスの実施方法及び体制の検討や見直しを行う。

(1) 目的

感染症危機において、対策が効果的に行われるためには、国、県、市、医療機関、事業者、市民等が感染症のリスク情報とその見方の共有等を進めることで、それぞれが適切に判断・行動できるよう支援することが重要である。

このため、市は、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供及び共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供及び共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

(2) 対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染対策等に関する啓発

市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動、その対策等について、熱中症対策も勘案しながら、各種媒体を活用し、市民等に情報提供及び共有を行う。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生するおそれがある等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、朝来健康福祉事務所や関係部局が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供及び共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供及び共有を行う。

あわせて、市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ること、また、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、及びSNS等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、急速なAI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等に対しては、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供及び共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

なお、これらの取組を行うに当たっては、市は、県との連携を図る。

1-2. 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた市民等へのタイムリーかつ分かりやすい情報提供及び共有方法、並びに市民向けのコールセンター等の設置をはじめとした市民等からの相談体制の構築方法、リスクコミュニケーションのあり方等について検討を行う。あわせて、有事に速やかに感染症情報を市民が情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等が必要な情報を入手できるよう適切な配慮をした、情報提供及び共有体制を構築できるようにする。

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進

市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に図ることができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供及び共有に活かす方法等を整理する。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供及び共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供及び共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを図るよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供及び共有を行うとともに、SNSやAI技術等による偽・誤情報の拡散に留意しつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供及び共有を行う等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 対応

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国や県が設置した情報提供及び共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、DXを積極的に活用しながら、市民等に対する速やかな情報提供及び共有体制を構築する。また、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを図り、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

なお、情報提供及び共有にあたっては、必要に応じて、県や関係団体と連携し、人材の協力体制を検討する。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切な情報提供及び共有を行う。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。

また、市は、国及び県の取り組みを踏まえつつ、科学的根拠が不確かな情報や偽・誤情報の拡散状況等に応じて、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供及び共有を行うなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるよう支援することが重要である。

このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供及び共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを図るよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供及び共有を行うとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供及び共有を行う等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 対応

3-1. 情報提供・共有

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供及び共有を行う。

また、市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、国や県の公表情報を踏まえ、市ホームページ等を通じ新型インフルエンザ等に関する情報を分かりやすく提供する。

③ 市は、国及びJHIS、県等と連携して、市民等に対し、感染症の特性や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供及び共有を行う。特に、発生状況等に関する情報については、国から示される公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、情報提供及び共有を行う。

3-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有

市は、住民等に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報、並びに住民等からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県との情報提供及び情報の共有を行う。

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、ホームページ等による情報提供や市民向けのコールセンターの継続等を通じて、DXを積極的に活用しながら、市民等に対する速やかな情報提供及び共有体制を構築する。また、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを図り、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴う可能性があること、また、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供及び共有を行う。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、市は、科学的根拠が不確かな情報や偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供及び共有を行う等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

3-4. リスク評価に基づく方針の情報提供・共有

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-4-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解と協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを説明する。特に、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、高齢者など外出自粛をすることによってフレイルの進行等の影響が出る場合もあることから、市において一律に市民に要請をするのではなく、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取り組みが早期の感染拡大防止に必要なこと等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

3-4-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-4-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大まかな分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、市は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

3-4-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを図りつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解と協力を得る。

3-4-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）に

ついて、市民等に対し、丁寧に情報提供及び共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを図りつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解と協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を実施する。

第5章 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合には、病原体の侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、市内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、市内の医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対する準備を行う時間を確保するため、市は、国や県が行う水際対策に協力する。

【県の主な対応】

(1) 準備期

- ① 国が協定を締結する隔離・停留用の医療機関や宿泊施設等へ、対象者が円滑に入院等できるよう、国との連携体制を構築する。
- ② 県等は、国が検疫法の規定に基づき協定を締結するに当たり連携するとともに、有事に備えた訓練の実施等を通じて、平時から国や医療機関との連携を強化する。

(2) 初動期

県等は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合は、検疫所と連携して、早期の患者発見等に努めるとともに、検疫措置の強化に協力する。

(3) 対応期

県等は、初動期の対応を継続しつつ、国が病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替えたときは、合わせて健康監視等の対応を切り替える。

第6章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の速度やピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止措置による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 対応

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進に努める。
- ② 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、朝来健康福祉事務所等の相談窓口に連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進に努める。
- ③ 市は県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置に基づき県が実施する不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、県内における患者の発生に備え、県が国と連携し実施する感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認に協力する。
- ② 市は、国及び県からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大の速度やピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の健康や生命を守る。その際、市民生活や市民の社会経済活動への影響も十分考慮する。

(2) 対応

3-1. まん延防止対策への協力

市は、県が実施する次のまん延防止対策に協力する。

また、まん延防止対策への協力に際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮するとともに、市民や事業者の理解促進を図るため、適切な情報発信を行う。

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策など有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取り組みを勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

①営業時間の変更や休業要請

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

②まん延の防止のための措置の要請

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講じることを協力要請する。

③その他の事業者に対する要請

(ア) 県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。

また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等を協力要請する。

(イ) 県は、国からの要請を受けて、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する社会福祉施設等に対し、県の方針に基づき感染対策を強化するよう要請する。

(ウ) 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。

(エ) 県は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取り組みを検討する。

3-1-4. 臨時休業（学級閉鎖・休校等）の要請

県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

また、県は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。

3-1-5. 公共交通機関に対する要請

県は、国の要請を受けて、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。

また、外出自粛要請等の対策の実施において、地域公共交通の確保・維持の観点から、公共交通機関等の経営状況等を注視し、必要に応じて支援を行う。

第7章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施されるよう、平時から着実に準備を進める。

(2) 対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

1-2. 接種体制の構築

1-2-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関係団体等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から進める。

1-2-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

1-2-3. 住民接種

市は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。また、必要に応じて医師会等と円滑な接種を実施できるよう接種体制の構築に向けた検討を実施する。

（イ）市は、円滑な接種の実施のため、国の構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう検討する。

（ウ）市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係団体等や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を検討する。

1-2-4. 実効性確保のための連携体制の強化

市は、構築したワクチン接種体制が有事に円滑に機能するよう、関係部署間での情報共有やシミュレーション等を通じて、業務手順の確認や課題の洗い出しを定期的に行う。

これらの取組を通じて、接種業務に関わる職員の危機管理意識を高めるとともに、必

要な感染対策に関する知識や技術の習得に努める。

1-5. 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に関する情報を活用して、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方、健康被害の救済等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

1-6. DXの推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう準備を進める。
- ④ 集団接種会場の予約受付体制を構築するにあたっては、ICTの活用を想定して、システム構築を検討する。

第2節 初動期

(1) 目的

発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、国の方針に基づいて速やかな予防接種を推進する。

(2) 対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。また、市は、国及び県の方針を踏まえながら、大規模接種会場の設置や職域接種等の実施の要否について検討し、これらの実施が必要な場合は、必要な準備を行う。

2-1-2. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医師会・薬剤師会等に対して必要な協力を要請又は指示する。また、医師会等と調整してもなお接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、必要に応じて歯科医師、診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

ワクチンの迅速な接種を推進するとともに、ワクチン接種の症状等の情報収集についても国に協力し、健康被害の迅速な救済につなげる。

接種体制については、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持するとともに、国の考え方や、その時点における医療体制の状況等を踏まえ、市民等に適切に接種が行われるよう配慮する。

(2) 対応

3-1. 接種体制

市は、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2. 特定接種

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-3. 住民接種

3-3-1. 予防接種の準備

市は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

3-3-2. 予防接種体制の構築

市は、接種を希望する全市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-3-3. 接種の実施及び情報提供・共有

- ① 市は、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 市は、予約受付体制を構築するにあたってはICTを活用し、接種を開始する。また、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-3-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況等を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外での接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-3-5. 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-4. ワクチンの安全性に係る情報の提供

3-4-1. 安全性に係る情報の提供

市は、国において収集・整理されるワクチンの安全性に関する情報や最新の科学的知

見、海外の動向等の情報に基づき、市民等への適切な情報提供・共有を行う。

3-4-2. 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-5. 情報提供・共有

- ① 市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。
- ② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告及び健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。また、接種を希望する市民が漏れなく接種できるよう、最新のICT技術を活用した広報・啓発を行う。
- ③ 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報等、上記の情報提供にあたり相談窓口（コールセンター等）の設置を検討する。

第8章 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う県に協力する。

【県の主な対応】

(1) 準備期

- ① 地域の医療資源（医療人材、病床等）には限界があることを踏まえて、平時において、県予防計画及び県医療計画等に基づき県と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。
- ② 県連携協議会等を通じて有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

(2) 初動期

- ① 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合に、感染症危機から県民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。
- ② 県は、国から提供・共有された情報や要請を基に、保健所及び医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については状況に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる等適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

(3) 対応期

県は、国及び国立健康危機管理研究機構（JIHS）から提供された情報を基に、病原性や感染性等及び地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

第9章 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、速やかに有効な治療薬の確保及び治療法の確立を行い、全国的に普及させることが重要であることから、市は、県の対応に協力する。

【県の主な対応】

(1) 準備期

平時から国が主導する治療薬・治療法の研究開発の推進及び体制の構築に協力する。

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、治療薬・治療法の活用に向けた取組を進める。

(3) 対応期

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、国と連携して迅速に有効な治療薬を確保するとともに、治療薬が必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

第10章 検査

新型インフルエンザ等の発生時には、検査の実施によって患者を早期に発見し、まん延防止と治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。

また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要であるほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要があることから、市は、県の対応に協力する。

【県の主な対応】

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時に備え、迅速に拡大可能な検査体制を構築するための準備として、平時から関係機関と連携し、検査物資や人材の確保、検体輸送ルートの整備、訓練を通じた計画の見直しを進めていきます。

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、検査体制を早期に整備し、適切な検査の実施により患者を早期発見することで適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

(3) 対応期

① 全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、国内外における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。

② 初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県等が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所等が定める健康危機対処計画、準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関、関係団体等との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び地方衛生研究所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関等が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を守る。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

準備期・初動期においても、必要に応じて市は県の対策に協力する。

(2) 対応

①市は、県が実施する健康観察に協力する。

②市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

【県の主な対応】

(1) 準備期

感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事において保健所及び地方衛生研究所等がその機能を果たすことができるようにする。

(2) 初動期

初動期は県民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に有事体制を整備することが重要である。県等が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所等が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び地方衛生研究所等が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、県民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(3) 対応期

新型インフルエンザ等の発生時に、県等が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所等が定める健康危機対処計画、準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関、専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び地方衛生研究所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関等が連携して感染症危機に対応することで、県民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

第12章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

① 市は、市行動計画又は業務継続計画に基づき、各所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 市は、感染者に接触する可能性のある搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備を行う。

(2) 対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

2-2. 物資管理の体制

市は、備蓄物資の管理と、提供物資の受入れが発生することも考慮し、必要な体制を構築する。

2-3. 感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備

市は、医療機関において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、流通備蓄の活用とあわせて、県や感染症対策物資等の製造販売事業者や販売事業者と連携しながら必要量を確保するよう努める。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、必要な感染症対策物資等を確保するとともに、円滑な供給に向けた対応を行う。

(2) 対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

3-2. 不足物資の供給等

市は、医療機関等の個人防護具の備蓄状況等を踏まえ、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する医療機関等に対し、市の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行う。また、市は、必要な物資及び資材が不足するときは、流通備蓄の活用とあわせて、県に必要な対応を要請する。

3-3. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して、近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

3-4. 物資管理の体制

市は、初動期で構築した物資管理体制を適正に維持・管理する。

第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者及び市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関や庁内関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に迅速に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1. 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

市は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備が検討できるよう県や商工団体と連携し、情報を提供する。

なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。

1-3-2. 教育活動の継続のための環境整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時において教育活動を継続するため、オンライン教育を活用するための環境整備を行うほか、教員のスキルアップを図る研修等を実施する。

1-4. 物資及び資材の備蓄等

① 市は、市行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、物資の広域的な調整は県が担うことから、市は県の調整を踏まえて市域に

おける供給確保を行う。

上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-5. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、関係事業者・団体と協働して、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

あわせて、要配慮者への生活支援を実施できるよう、平時から関係機関と連携し要援護者リストの整備及び地域における生活支援体制の構築を進める。

1-6. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

(2) 対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

② 市は、県・朝来市商工会と連携し、事業者向けの支援制度の案内と提案を行う相談窓口を設置する。

③ 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

県は、県民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

なお、物資の広域的な流通調整は県が担うため、市は県の方針を踏まえて市域における対応を行う。

2-3. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。また、県と連携し、広域的な火葬体制の調整に協力する。

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

(2) 対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

なお、物資の広域的な流通調整は県が担うため、市は県の方針を踏まえ市域における対応を行う。

3-1-2. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

市は、関係事業者・団体と協働して、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療等）、搬送、死亡時の対応等を行う。この際、関係機関等と連携し要援護者リストを活用して行う。

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-5. サービス水準に係る市民への周知

市は、必要に応じて、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時において事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。

3-1-6. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び市民の社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように調査・監視をするとともに

に、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。ただし、広域的な価格安定や流通調整は県が担うため、市は県と連携しつつ市域での対応を行う。

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置、その他適切な措置を講ずる。

3-1-7. 埋葬・火葬の特例等

市は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。また、火葬能力や臨時安置施設の広域的な調整については県と連携して対応する。

- ① 市は、都道府県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ③ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ④ 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等

市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を周知する。

3-2-2. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市内の事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

なお、財政支援については主に国や県の制度を活用し、市はその周知や相談対応等を

担う。

支援策については、各種統計データや経済全体の動向を注視するとともに、関連業界団体等との意見交換等を踏まえ検討する。

支援施策の実施に当たっては、民間事業者や関係団体への委託等により迅速かつ安定的に対応できる人員体制を確保するとともに、事業者や市民に広く周知を行う。

3-2-3. 市民生活及び市民の社会経済活動の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、必要な措置を講ずる。

① ごみ収集・処理

一般廃棄物の収集・運搬・処理が適切にできるため必要な措置

② 水道の供給

上水、工業用水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置

3-3. 市民生活及び市民の社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 雇用への影響に関する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。

3-3-2. 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民の社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。

なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

用語集

略称・用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。 ※県が作成する当該計画は、「県医療計画」とする。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する、県と県域内にある医療機関との間で締結する協定。
関係省庁対策会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」に基づき開催。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものをさす。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務計画	特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

略称・用語	内容
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を政府が公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。 例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報をさす。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項（これらの規定を同法第44条の9の規定によって準用する場合を含む。）の規定並びに第50条の2第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
県等	県及び保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。
県民等	県に居住する住民及び県に通勤・通学や観光等で来訪する他都道府県民等。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、県と病原体等の検査を行っている機関（民間検査機関や医療機関等）とが締結する協定。
検査措置協定締結機関等	検査措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関等。

略称・用語	内容
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。 ※政府が策定するものについては、政府行動計画という。 県が策定するものについては、県行動計画という。 市町が策定するものについては、市町行動計画という。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障害者施設等での療養者。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議

略称・用語	内容
会議	「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催。
新型インフルエンザ等に係る発生等の公表	感染症法第44の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資。
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
全数把握	感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う感染症（全数把握）の患者の発生の届出を行うもの。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	<p>新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、政府、県及び市町が設置する体制。対処方針や対策を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づき、政府や県、市町が設置する。 <p>※政府対策本部（特措法第15条第1項） 県対策本部（特措法第22条第1項） 市町対策本部（特措法第34条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、条例や条例に基づく要綱等により、県や市町が独自に設置する場合がある。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。
地方衛生研究所	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。
登録事業者	特措法28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

略称・用語	内容
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態（準備期）。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。 第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。 例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。

略称・用語	内容
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。 ※県が作成する計画は「県予防計画」という。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。 リスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence Based Policy Making の略）。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。

朝来市新型インフルエンザ等対策行動計画

策定 平成 27 年 3 月
修正 平成 27 年 4 月
修正 平成 31 年 4 月
修正 令和 2 年 3 月
修正 令和 2 年 4 月
修正 令和 3 年 4 月
修正 令和 4 年 4 月
改定 令和 8 年 3 月

編集・発行 朝来市危機管理部防災安全課
事務局

〒669-5292
兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
TEL 079-672-6112
FAX 079-672-5007